

SPDR®ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF (RWX)

# 運 用 報 告 書

2014年9月30日に終了する計算期間

## 目 次

ファンドのパフォーマンスに関する経営陣による考察およびパフォーマンスの概要 .....	1
投資一覧 .....	6
財務諸表 .....	8
財務ハイライト .....	11
財務諸表に対する注記 .....	12
独立した登録公認会計士事務所の報告書 .....	26
その他の情報 .....	27

## 免責事項

この運用報告書の日本語版は SPDR®インデックス・シェアズ・ファンズの 2014 年 9 月 30 日付 Annual Report の記載事項の翻訳に基づいており、日本における投資家の参照用に作成されたものです。投資家は、英語版および日本語版との間に齟齬が生じた場合、英語版が優先されることにご留意下さい。

(注) 本書において、米ドルの円貨換算は、2015 年 8 月 13 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行の対顧客直物電信売買相場仲値(1 米ドル=124.29 円)による。また、本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限らない。

なお、米ドルの円貨換算は、原文には含まれておらず、監査報告その他本書面上の報告の対象たる財務諸表を構成するものではない。

SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF  
(SPDR Dow Jones International Real Estate ETF) –  
ファンドのパフォーマンスに関する経営陣による考察

SPDR®ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF (SPDR® Dow Jones International Real Estate ETF) (以下「本ファンド」という。)は、手数料および費用の控除前の段階で、国際不動産市場に基づく指数のトータルリターンのパフォーマンスに概ね対応する投資結果を提供することを追求している。

2014年9月30日終了の12ヶ月間(以下「報告期間」という。)について、本ファンドのトータル・リターンは、3.57%であり、ダウ・ジョーンズ・グローバル(除く米国)セレクト・リアル・エステート・セキュリティーズ指数<sup>SM</sup>(Dow Jones Global ex-U.S. Select Real Estate Securities Index<sup>SM</sup>)(以下「本インデックス」という。)のトータル・リターンは、3.85%であった。本ファンドと本インデックスのリターンは、配当およびその他の利益の再投資を反映している。本ファンドのパフォーマンスは、売買委託手数料および投資顧問費用を含め、本ファンドの運用費用を反映している。本インデックスは運用されておらず、本インデックスのリターンは、リターンにマイナスの影響を及ぼす、いかなる種類の手数料および費用も反映していない。本ファンドのパフォーマンスと本インデックスのパフォーマンスの相違の一因としては、本ファンドの費用、キャッシュ・ドラッグおよび証券の組入比率の違いが挙げられる。

国際的な不動産証券の当計算期間のスタートは静かなもので、国際通貨基金による世界成長見通しの低下に関する懸念により、第1四半期中はわずかにマイナスのリターンとなった。しかしながら、続く第2、第3四半期は、投資家らがイールドの別の選択肢や債券利回りの低下時期の収入源として不動産証券を当てにしたために、安定した利益を生んだ。ユーロ、円、オーストラリア・ドルに対する米ドルの強さだけでなく、第4四半期中の香港の住宅市場の軟調な需要によっても、こうした利益の一部が打ち消された。本インデックスは、報告期間中、全体としてはプラスのリターンを生み、第2から第4四半期の各四半期には多くの市場を上回った。

個々の証券のレベルでは、本ファンドのパフォーマンスに最も貢献したものは、Brookfield Asset Management Inc. Class A、British Land Company PLC および Link Real Estate Investment Trust であった。本ファンドのパフォーマンスに最もマイナスに寄与したのは、ヒューリック株式会社、東急不動産ホールディングス株式会社および三井不動産株式会社であった。

上記の見解は、報告期間のみを通じた本ファンドのポートフォリオ・マネージャーの見解を反映したもので、必ずしもアドバイザー全体の見解を反映しているものではない。この見解は、市場その他の状況により常に変更されることがあり、アドバイザーは、この見解を最新のものとする責任を放棄する。この見解に投資助言として依拠することはできない。ファンドの投資判断は多くの要素に基づいているため、ファンドのために取引を行う意思を示すものとして、この見解に依拠することはできない。

SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF —  
パフォーマンスの概要

純資産価額による本ファンドのトータル・リターン、市場価格に基づくトータル・リターンおよびそのベンチマークとなるインデックスについてパフォーマンスを示す以下の表は、比較目的のためにのみ記載されており、表示された期間を示している。本ファンドの受益権 1 口当たりの純資産価額(以下「NAV」という。)は、本ファンドの受益権 1 口の価額であり、資産総額から負債総額を控除した後の額を発行済みの受益権数で除して計算される。NAV リターンは、本ファンドの NAV を基準とし、市場リターンは、本ファンドの受益権 1 口当たり市場価格を基準とする。市場リターンの計算に使われる市場価格は、本ファンドの受益権が上場されている取引所における本ファンドの NAV の計算時の買い呼び値の最高額と売り呼び値の最低額の間値を用いて決定される。本ファンドの受益権は本ファンドの運用開始日から数日が経過するまでは流通市場で取引されていなかったため、運用開始から本ファンドの受益権の流通市場での取引の初日(それぞれ 2006 年 12 月 15 日、2006 年 12 月 20 日)までの期間については、本ファンドの NAV が、市場リターンを計算するための流通市場での取引価格の代わりとして用いられる。NAV および市場リターンは、配当とキャピタルゲインの分配金が、NAV により本ファンドに再投資されていることを前提としている。市場リターンには、流通市場での取引について支払われる売買委託手数料は含まれていない。売買委託手数料を含めたとしたら、市場リターンはこれより低くなるものと思われる。

インデックスは、特定の金融市場またはセクターについての統計的測定基準である。インデックスは、実際には証券ポートフォリオを有していないため、手数料または費用の控除額は反映されない。これに対して、本ファンドのパフォーマンスは、こうした控除額のマイナスの影響を受ける。

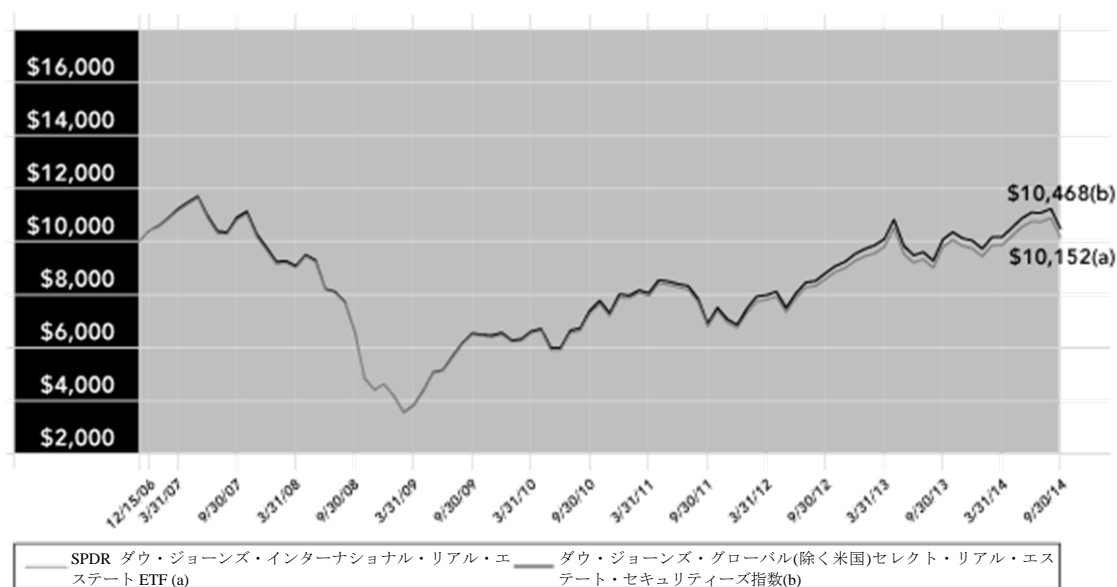
**記載されているパフォーマンスは、過去のパフォーマンスを示すものであり、将来の結果を保証するものではない。投資リターンと元本価値は変動するものであり、受益権を売却した際に、利益を得ることも、損失が生じることもある。現在のパフォーマンスが、以下に記載されたものを上回ることも、下回ることもある。直近の月末のパフォーマンスについては、www.spdrs.com をご覧頂きたい。リターンは、受益者が本ファンドの分配金または本ファンドの受益権の償還もしくは売却に関して支払う租税の控除額は反映していない。2014 年 1 月 31 日付目論見書の手数料および費用表に記載されている SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF の費用総額割合は、0.59% である。**

## 2014年9月30日現在のパフォーマンス

	累積トータル・リターン			平均年間トータル・リターン		
	純資産価額	市場価格	ダウ・ジョーンズ・グローバル(除く米国)セレクト・リアル・エステート・セキュリティーズ指数	純資産価額	市場価格	ダウ・ジョーンズ・グローバル(除く米国)セレクト・リアル・エステート・セキュリティーズ指数
1年	3.57%	2.95%	3.85%	3.57%	2.95%	3.85%
3年	47.98%	50.62%	50.36%	13.95%	14.63%	14.56%
5年	54.74%	54.28%	58.28%	9.12%	9.06%	9.62%
開始以降(1)	1.52%	1.29%	4.68%	0.19%	0.16%	0.59%

(1) 2006年12月15日から2014年9月30日までの期間

## 投資額 10,000 ドル(1,242,900 円)の価値の変化の比較(純資産価額ベース)



過去のパフォーマンスは将来の結果を保証するものではない。

本インデックスのリターンは運用されたものではなく、手数料および費用の控除額を反映していない。本インデックスのリターンは、収益、値上がり益および損失の全ての項目と、配当およびその他の利益の再投資を反映している。

## 2014年9月30日現在の保有額上位5位

内容	三井不動産株式会社	BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT, INC. (CLASS A)	UNIBAIL-RODAMCO SE	SCENTRE GROUP	THE LINK REIT
市場価値	\$356,882,752	301,863,969	296,492,066	179,611,316	156,515,532
純資産に対する百分比(%)	7.3	6.1	6.1	3.6	3.2

(保有額の上位5位は変わる可能性があり、本ファンドが特定の会社に投資し続けるという保証はない。)

## 2014年9月30日現在の産業内訳\*

産業**	純資産に対する百分比	産業**	純資産に対する百分比
不動産管理・開発	35.2%	住宅 REIT	0.9%
小売 REIT	27.5	特化 REIT	0.5
総合 REIT	19.1	航空貨物・物流サービス	0.0***
オフィス REIT	11.5	短期投資	1.7
産業 REIT	4.3	その他の資産および負債	(1.6)
総合資本市場	0.9	合計	100.0%

\* 本ファンドの産業内訳は、純資産に対する百分比として表示されており、時間の経過とともに変更する可能性がある。

\*\* 各証券は、Martinsa-Fadesa SA を除き、レベル1のインプットに基づいて評価されている。Martinsa-Fadesa SA は、レベル2および不動産管理・開発の一部であり、純資産の0.00%に相当する。(注記2)

\*\*\* 記載額は純資産の0.05%未満である。

## SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF

投資一覧

RWX

2014年9月30日

銘柄	株式数	価額	銘柄	株式数	価額
<b>普通株式 — 99.9%</b>					
<b>オーストラリア — 12.9%</b>					
Astro Japan Property Group .....	739,752	\$ 2,880,574	Investment Corp. (b) .....		
BWP Trust .....	5,668,319	11,854,548	Fukuoka REIT Corp. (b).....	7,299	\$ 13,474,156
CFS Retail Property Trust			Global One Real Estate		
Group.....	27,964,683	48,818,632	Investment Co., Ltd. ....	2,166	6,111,281
Charter Hall Retail REIT.....	3,640,656	12,105,871	Hankyu REIT, Inc. ....	1,275	7,334,199
Dexus Property Group.....	63,857,711	62,025,337	Heiwa Real Estate Co., Ltd. ....	419,000	6,600,410
Goodman Group .....	50,485,028	81,769,574	Hulic Co., Ltd. ....	4,563,790	48,261,055
Investa Office Fund .....	7,217,161	21,156,509	Japan Excellent, Inc. ....	14,257	18,312,697
Scentre Group (a).....	62,578,773	179,611,316	Japan Prime Realty		
The GPT Group .....	19,920,766	67,460,539	Investment Corp. ....	9,697	34,917,863
Westfield Corp. ....	22,468,275	146,473,417	Japan Real Estate		
		<u>634,156,317</u>	Investment Corp. ....	14,715	75,657,596
			Japan Retail Fund		
			Investment Corp. ....	27,127	54,652,145
			Kenedix Office		
			Investment Corp. ....	3,922	21,058,918
			Kenedix Residential		
			Investment Corp. ....	3,267	8,351,035
			Mitsui Fudosan Co., Ltd. ....	11,653,000	356,882,752
			Mori Hills REIT		
			Investment Corp. ....	13,944	19,372,493
			Mori Trust Sogo REIT,		
			Inc. (b) .....	12,101	22,382,906
			Nippon Building Fund, Inc. ....	16,596	87,295,611
			Nomura Real Estate Office		
			Fund, Inc. ....	4,384	20,062,610
			NTT Urban		
			Development Corp. ....	1,276,531	13,429,206
			Orix JREIT, Inc. ....	23,107	29,048,318
			Premier Investment Corp. ....	2,239	10,001,459
			Tokyu Fudosan		
			Holdings Corp. ....	6,025,600	41,307,728
			Tokyu REIT, Inc. ....	10,920	14,394,749
			Top REIT, Inc. ....	2,069	9,062,897
			United Urban		
			Investment Corp. ....	29,525	45,298,851
					<u>1,062,819,644</u>
			<b>NETHERLANDS — 2.3%</b>		
			Corio NV.....	1,184,476	58,093,428
			Eurocommercial Properties		
			NV .....	502,753	22,146,031
			VastNed Retail NV .....	223,750	10,236,248
			Wereldhave NV .....	254,814	20,987,474
					<u>111,463,181</u>
			<b>オランダ — 0.7%</b>		
			Argosy Property, Ltd. ....	9,097,663	7,126,629
			Goodman Property Trust .....	11,760,546	9,716,762
			Kiwi Income Property Trust .....	11,727,158	10,648,954
			Precinct Properties .....	9,976,866	8,437,468
					<u>35,929,813</u>
			<b>フィリピン — 1.9%</b>		
			Ayala Land, Inc. ....	66,710,900	51,953,561
			SM Prime Holdings, Inc. ....	111,169,900	43,301,206
					<u>95,254,767</u>
			<b>シンガポール — 7.8%</b>		
			Ascendas REIT .....	24,017,831	42,374,437
			Cambridge Industrial Trust (b)....	13,557,155	7,600,852
			CapitaCommercial Trust (b).....	24,510,676	30,655,162
			CapitaLand, Ltd. (b) .....	30,530,999	76,608,795
			CapitaMall Trust (b) .....	30,513,168	45,699,170
			Frasers Commercial Trust .....	5,884,961	6,229,669
			Global Logistic		
			Properties, Ltd. ....	36,402,000	77,353,893
			Guocoland, Ltd. (b).....	3,615,666	5,812,056
			Keppel REIT (b) .....	17,815,000	16,623,422
			Mapletree Logistics Trust .....	17,365,014	15,726,959
			Starhill Global REIT .....	16,196,482	10,033,107
			Suntec REIT (b).....	29,356,351	40,513,744
			United Industrial Corp.,		
			Ltd. (b).....	2,291,245	5,982,785
					<u>381,214,051</u>
			<b>南アフリカ — 1.6%</b>		
			Acucap Properties, Ltd. ....	326,995	1,329,020
			Capital Property Fund (a) .....	17,155,720	18,282,023
			Fountainhead Property		
			Trust (b).....	9,757,573	6,649,995
			Growthpoint Properties, Ltd.		
			REIT .....	20,624,985	44,980,385
			SA Corporate Real Estate		
			Fund.....	16,661,716	6,518,247
					<u>77,759,670</u>
			<b>日本 — 21.7%</b>		
			Activia Properties, Inc. ....	2,685	21,564,201
			Aeon Mall Co., Ltd. ....	1,372,340	26,184,490
			Daibiru Corp. ....	673,000	7,724,208
			Daiwa Office Investment		
			Corp. (b).....	3,298	17,798,587
			Frontier Real Estate		
				5,480	26,277,223



## SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF

投資一覧

RWX

2014年9月30日

銘柄	株式数	価額
<b>スペイン — 0.0% (d)</b>		
Martinsa-Fadessa SA (a)(e)(f) .....	35,998	\$ 0
<b>スペイン — 2.1%</b>		
Castellum AB.....	2,021,673	30,794,586
Fabege AB .....	1,652,335	21,054,183
Great Portland Estates PLC.....	4,042,312	41,907,681
Kungsleden AB (b).....	1,314,312	7,821,983
		<u>101,578,433</u>
<b>スイス — 1.8%</b>		
PSP Swiss Property AG (a).....	452,849	38,009,932
Swiss Prime Site AG (a).....	711,118	52,766,369
		<u>90,776,301</u>
<b>タイ — 0.5%</b>		
Central Pattana PCL NVDR.....	15,824,823	22,694,041
<b>英国 — 13.4%</b>		
Big Yellow Group PLC.....	1,575,787	13,283,854
Capital & Counties Properties PLC .....	8,736,280	46,553,195
Derwent London PLC.....	1,198,404	53,057,673
Grainger PLC.....	4,893,801	14,716,803
Hammerson PLC .....	8,377,671	78,025,504
Intu Properties PLC .....	11,097,289	58,054,930
Land Securities Group PLC.....	9,169,312	154,445,602
Segro PLC.....	8,721,236	51,336,651
Shaftesbury PLC.....	3,265,656	36,079,420
The British Land Co. PLC.....	12,026,396	136,963,573
Workspace Group PLC.....	1,239,004	12,704,468
		<u>655,221,673</u>
<b>通普通株式合計 —</b>		
(Cost \$4,357,315,940).....		<u>4,897,135,350</u>
<b>新株引受権 — 0.0% (d)</b>		
<b>イタリア — 0.0% (d)</b>		
Beni Stabili SpA (expiring 10/17/14) (a).....	9,865,920	205,642
<b>スウェーデン — 0.0% (d)</b>		
Kungsleden AB (expiring 10/8/14) (a)(b).....	1,656,830	597,602
<b>新株引受権合計 —</b>		
(Cost \$0).....		<u>803,244</u>
<b>短期投資 — 1.7%</b>		
<b>米国 — 1.7%</b>		
<b>マネーマーケットファン ド — 1.7%</b>		
State Street Navigator Securities Lending Prime Portfolio (g)(h).....	50,286,709	50,286,709
State Street Institutional Liquid Reserves Fund 0.09% (h)(i).....	34,936,010	34,936,010
<b>短期投資合計 —</b>		
(Cost \$85,222,719).....		<u>85,222,719</u>
<b>投資合計 — 101.6%</b>		
(Cost \$4,442,538,659).....		4,983,161,313
<b>その他の資産および債務 —</b>		
(1.6%).....		<u>(80,105,035)</u>
<b>純資産 — 100.0%</b> .....		<u>\$4,903,056,278</u>

NVDR = 無議決権預託証券  
PCL = 公開会社  
PLC = 公開有限会社  
REIT = 不動産投資信託

財務書類に対する注記を参照

- (a) 無配証券  
(b) 一部は2014年9月30日時点で貸し付けられていた。  
(c) 異なる証券取引所で取引された発行体の普通株式の別個の保有数を反映  
(d) 記載額は純資産の0.05%未満  
(e) 証券は、受託者が承認した手続に従って、本トラストの監視委員会により誠実に決定された公正価値により評価される。証券の価額は、レベル2のインプットに基づいて決定される(注記2)。  
(f) 倒産の申立を行っている会社  
(g) 貸付証券の現金担保の投資  
(h) SSgA Funds Management, Inc.が運用する関係ファンド(注記3)  
(i) 記載利率は期末における7日間の年間利回り

## SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF

## 貸借対照表

2014年9月30日

	SPDR ダウ・ジョーンズ・ インターナショナル・ リアル・エステート ETF
<b>資 産</b>	
関係を有していない発行体の有価証券への投資(評価額)*(注記 2)	\$4,897,938,594
関係を有する発行体の有価証券の投資(評価額)*(注記 2 および注記 3)	85,222,719
投資総額	4,983,161,313
現金	—
外国通貨(評価額)	1,258,947
売却投資債権	478,948
売却受益権債権	—
売却外国通貨取引債権	1,144,042
未取還付外国税額	962,508
受取配当および受取利息—関係を有していない発行体	9,978,819
受取配当—関係を有する発行体	755
<b>資産合計</b>	<b>4,996,985,332</b>
<b>負 債</b>	
借受証券返還債務	50,286,709
証券買入債務	—
保管会社に対する債務	—
未払買戻受益権	—
未払購入外国通貨取引	1,142,386
未払分配金	34,821,735
未払投資顧問報酬(注記 3)	7,448,662
未払繰延外国税額	226,683
受託者の未払報酬および費用(注記 3)	2,879
<b>負債合計</b>	<b>93,929,054</b>
<b>純 資 産</b>	<b>\$4,903,056,278</b>
<b>純資産の内訳</b>	
払込資本(注記 4)	\$5,166,597,656
未分配の正味投資利益(またはこれを超過する分配)	(184,040,107)
投資および外国通貨取引に関する累積正味実現損失	(619,659,853)
正味未実現増価(減価)の内訳	
投資(\$226,683 の繰延外国税の控除後)	540,395,971
外国通貨	(237,389)
<b>純 資 産</b>	<b>\$4,903,056,278</b>
<b>受益権 1 口当たり純資産価額</b>	
受益権 1 口当たり純資産価額	\$41.54
発行済み受益権(授権額の上限なし、額面価額 0.01 ドル)	118,035,379
<b>投資費用</b>	
関係を有していない発行体	\$4,357,315,940
関係を有する発行体	85,222,719
投資費用総額	\$4,442,538,659
外国通貨(取得価額)	\$1,266,729
* 貸付証券への投資額を含む(評価額)。	\$47,578,429

財務書類に対する注記を参照

## SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF

## 損益計算書

2014年9月30日

	SPDR ダウ・ジョーンズ・ インターナショナル・ リアル・エステート ETF
<b>投資利益</b>	
関係を有していない発行体の有価証券の受取配当金(注記 2)	\$187,914,594
関係を有している発行体の有価証券の受取配当金(注記 2 および注記 3)	4,538
関係会社への証券貸付— 純額(注記 3 および注記 8)	1,394,827
受取利息(注記 2)	1,968
源泉徴収外国税	(15,789,388)
<b>投資利益(損失)合計</b>	<b>173,526,539</b>
<b>費用</b>	
投資顧問報酬(注記 3)	26,363,756
受託者の報酬および費用(注記 3)	76,652
雑費用	5,300
<b>費用合計</b>	<b>26,445,708</b>
<b>純投資利益</b>	<b>147,080,831</b>
<b>投資に関する実現および未実現の利益(損失)</b>	
純実現利益(損失)の内訳	
投資	2,509,609
外国通貨取引	(500,130)
未実現増加(減少)の純変動額の内訳	
関係を有していない発行体の有価証券への投資(\$226,683 の繰延	
外国税の控除後)	(22,799,386)
外国通貨取引	(384,906)
<b>投資および外国通貨取引に関する実現および未実現の純利益(損失)</b>	<b>(21,174,813)</b>
<b>運用による純資産の純増加(減少)</b>	<b>\$125,906,018</b>

財務書類に対する注記を参照

## SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF

## 純資産変動計算書

	SPDR ダウ・ジョーンズ・ インターナショナル・ リアル・エステート ETF	
	年度終了日 2014/9/30	年度終了日 2013/9/30
<b>運用による純資産の増加(減少)</b>		
正味投資利益(損失)	\$147,080,831	\$114,781,571
投資および外国通貨取引に関する正味実現利益(損失)	2,009,479	(30,255,937)
投資および外国通貨取引に関する未実現増価(減価)の正味変動額	(23,184,292)	356,953,647
<b>運用による純資産の正味増加(減少)</b>	<b>125,906,018</b>	<b>441,479,281</b>
正味平準化貸記額および借記額(注記 2)	(6,049,389)	1,545,942
<b>受益者への分配金原資の内訳</b>		
正味投資利益	(207,509,734)	(229,349,200)
正味実現利益	—	—
<b>受益者への分配金総額</b>	<b>(207,509,734)</b>	<b>(229,349,200)</b>
<b>実質持分取引による内訳</b>		
受益権売却手取金	1,012,403,593	836,455,196
償還受益権費用	(73,642,653)	(139,344,175)
正味利益平準化(注記 2)	6,049,389	(1,545,942)
<b>実質持分取引による純資産の正味増加(減少)</b>	<b>944,810,329</b>	<b>695,565,079</b>
当年度中の純資産の正味増加(減少)	857,157,224	909,241,102
期首における純資産	4,045,899,054	3,136,657,952
<b>年度末における純資産(1)</b>	<b>\$4,903,056,278</b>	<b>\$4,045,899,054</b>
<b>実質持分</b>		
売却受益権数	23,500,000	19,900,000
償還受益権数	(1,800,000)	(3,400,000)
<b>正味増加(減少)</b>	<b>21,700,000</b>	<b>16,500,000</b>
(1) 未分配の正味投資利益(またはこれを超過する分配)を含む。	\$(184,040,107)	\$(134,416,995)

財務書類に対する注記を参照

SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF  
 財務ハイライト  
 各期間中の発行済受益権に関する要約データ

SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF					
	年度終了日 2014/9/30	年度終了日 2013/9/30	年度終了日 2012/9/30	年度終了日 2011/9/30	年度終了日 2010/9/30
<b>期首純資産額</b>	\$42.00	\$39.29	\$32.70	\$38.39	\$35.53
<b>投資活動による利益(損失)</b>					
正味投資利益(損失)(1)	1.39	1.29	1.41	1.57	1.34
実現および未実現の正味利益(損失)(2)	0.16	4.01	5.67	(3.82)	2.84
投資活動による合計	1.55	5.30	7.08	(2.25)	4.18
正味平準化貸記額および借記額(1)	(0.06)	0.02	1.06	0.09	(0.01)
<b>受益者への分配金原資の内訳</b>					
正味投資利益	(1.95)	(2.61)	(1.55)	(3.53)	(1.31)
分配金合計	(1.95)	(2.61)	(1.55)	(3.53)	(1.31)
<b>期末純資産額</b>	\$41.54	\$42.00	\$39.29	\$32.70	\$38.39
<b>トータルリターン(4)</b>	3.57%	13.83%(3)	25.52%	(6.76)%	12.15%
期末純資産(単位: 1,000)	\$4,903,056	\$4,045,899	\$3,136,658	\$1,996,074	\$1,314,261
平均純資産に対する費用比率	0.59%	0.59%	0.59%	0.61%	0.60%
平均純資産に対する純投資利益(損失)比率	3.27%	3.10%	3.96%	4.05%	3.86%
ポートフォリオ・ターンオーバー比率(5)	8%	11%	11%	10%	7%

- (1) 受益権 1 口当たりの数字は発行済平均受益権数を用いて計算されており、当年度の受益権 1 口当たり受益権のデータをより適切に示している。
- (2) 発行済受益権について本項目に示された額は、本ファンドの市場価格の変動に関連した本ファンドの受益権の売却および買戻しの時期により、当会計期間の有価証券の損益総額の変動と一致していないことがある。
- (3) アドバイザーが 2013 年 9 月 30 日終了期間中に投資していなかったならば、トータル・リターンは、SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF について 13.83% のままであったものと思われる。
- (4) トータル・リターンは、各報告期間の初日に受益権が純資産価額で購入され、末日に純資産価額で売却されたという前提で計算されている。この計算の目的上、分配金は、本トラスの各支払日に受益権 1 口当たり純資産額で再投資されることを前提としている。売買委託手数料はこの計算には含まれていない。
- (5) ポートフォリオ・ターンオーバー比率には、現物による設定または償還の手続きにおいて再投資または引渡が行われた有価証券は含まれていない。

財務書類に対する注記を参照

**SPDR インデックス・シェアズ・ファンズ**  
**財務諸表に対する注記**  
**2014年9月30日**

**1. 設 立**

SPDR インデックス・シェアズ・ファンズ(以下「本トラスト」という。)は、1940年投資会社法(その後の改正を含む。)(以下「1940年法」という。)に基づき登録されており、2002年2月14日にマサチューセッツ州のビジネス・トラストとして設立されたオープンエンド型の投資会社である。

2014年9月30日現在、本トラストは51のポートフォリオを提供しており、そのいずれも、本トラストの実質持分の別個のシリーズである(以下個別にまたは集合的に「本ファンド」という。)。本書に記載されている財務諸表は、SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF に関するものである。

本トラストの組織関連書類に基づき、本トラストの役員および受託者は、本トラストに対する職務の遂行に起因する一定の責任について補償される。さらには、通常の業務過程において、本トラストは、一般的な補償条項を定めた契約をサービス提供者と締結する。こうした取り決めに基づき本トラストが最大限負うことのあるリスクは不明である。それは、本トラストに対してなされる可能性のある未発生 of 将来の請求を含むためである。しかしながら、本トラストは、経験則から、損失のリスクの可能性は低いと想定している。

本ファンドの投資は、市場リスクといったリスクにさらされている。一定の投資対象に関連するリスク水準のため、少なくとも、近いうちに投資証券の価格が変動し、その変動が財務諸表の計上額に重大な影響を及ぼす合理的な可能性がある。

本ファンドへの投資には、エクイティ証券のファンドに投資するリスクと同様のリスクが伴う。例えば、経済的および政治的な発展といった要因により生じた市場変動、金利変動および株価について認識されたトレンドなどが挙げられる。本ファンドの受益権の価値は、本ファンドがベンチマークとするインデックスの価値の低下に相関して、程度の差こそあれ、低下する。エクイティ証券の価値は、一般に低下する可能性があり、またその他の投資対象の成績を下回ることもある。本ファンドは、エクイティ証券が本ファンドのベンチマークとするインデックスから外されない限り、原則として、当該エクイティ証券の発行体が財政難を抱えていることを理由として、当該エクイティ証券を売却することは予定していない。

## 2. 重要な会計方針の概要

以下は、本トラストが財務諸表を作成するにあたって従った重要な会計方針の概要である。

米国で一般に認められた会計原則に従って財務諸表を作成するには、経営陣は、財務諸表における計上額および開示内容に影響する見積および仮定を行わなければならない。実際の結果はこうした見積と相違することがありうる。財務諸表は米ドル建てで提示される。

### 証券の評価

本ファンドのポートフォリオ証券(上場先物取引を含む。)の価値は、入手可能な場合には、当該証券の現地市場または現地取引所における最終の売値に基づいている。オープンエンド型の投資会社への投資は、営業日毎にその純資産価額により評価される。ある証券の市場価格を容易に入手できないか、またはその評価額が当該証券の公正価値を正確に反映していない場合、この証券は、本トラストの受託者会(以下「受託者会」という。)が、本トラストの評価方針および手続に従ってより公正価値を反映していると考えられる別の方法により、評価が行われる。受託者会は、証券の評価に関する手続を採用している。この手続に基づいて、監視委員会は、市場相場を容易に入手できないか、またはその公正価値を正確に反映していないかについて、判断を行う。監視委員会またはその小委員会は、受託者会の監督に服した上で、様々な状況(証券取引が停止または禁じられている状況を含むが、これに限らない。)における公正価値の決定方法を利用することができる。公正価値の決定には、主観的判断が伴い、ある証券の公正価値の決定は、当該証券の売却時に受け取ることのできる価額と大きく異なる可能性がある。

本ファンドは、金融資産および金融負債に関する公正価値の測定および公正価値オプションについての権威のあるガイダンスに従っている。当該ガイダンスは、公正価値の測定において用いられるインプットのヒエラルキーを定めており、入手可能な場合には、最も観測可能なインプットの利用を求めることにより、観測可能なインプットの利用を最大化し、観測不能なインプットの利用を最小化する。公正価値の測定において用いられるインプットのヒエラルキーを定めている。同ガイダンスは、公正価値の測定に用いられる 3 つのレベルのインプットを定めている。

- ・ レベル 1 — 同一の投資対象の活発な市場または取引所における相場価格
- ・ レベル 2 — その他の重要な観測可能なインプット(類似した投資対象の相場価格、金利、期限前弁済速度、信用リスク等を含むが、これらに限らない。)
- ・ レベル 3 — 重要な観測不能なインプット(投資対象の公正価値の決定におけるファンドが設定した前提事項を含む。)

レベル 2 またはレベル 3 のインプットを用いることがある投資対象としては、次のものがある(ただし、これに限らない。)

- (i) コーポレートアクションに関連する未上場証券
- (ii) 制限証券(例えば、1933 年証券法(その後の改正を含む。)に基づく登録を行わずに一般に対して売却できないもの)
- (iii) 取引が停止されているか、主な取引所から上場を廃止された証券
- (iv) 取引がまばらな証券
- (v) デフォルトまたは破産手続中の証券で、現在相場価格がないもの
- (vi) 通貨管理または規制の影響を受ける証券
- (vii) 重要な事由の影響を受けた証券(重要な事由とは、例えば、当該証券が取引されている市場の終了後、本ファンドの純資産が計算されるまでに生じた事由で、本ファンドの投資の価値に大きな影響を与える可能性があるもの)

「重要な事由」となる可能性の例は、政府のアクション、自然災害、武力衝突、テロ行為および大幅な市場変動などである。

公正価値の決定により、本ファンドの純資産価値の計算に用いた価格と、本ファンドのベンチマークであるインデックスが用いた価格とが相違することがある。これにより、本ファンドのパフォーマンスと、本ファンドのベンチマークであるインデックスのパフォーマンスが相違することがある。評価の際に用いたインプットまたは手法は、必ずしもこうした投資対象への投資に関連するリスクを示してはいない。

各証券の評価に用いたインプットの種類は、投資一覧に含まれる本ファンドの投資額の業種別内訳に記載されている。

以下の表は、2014 年 9 月 30 日現在における本ファンドの投資対象を評価する際に用いたインプットの概要である。

ファンド	レベル 1— 相場価格	レベル 2— その他の重要な観察 可能なインプット	レベル 3— 重要な観察不能な インプット	合 計
SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF	\$4,983,161,313	\$—*	\$—	\$4,983,161,313

\* 2014 年 9 月 30 日において 0 ドル(0 円)と評価されたレベル 2 の有価証券を保有していた。

2014 年 9 月 30 日終了年度において、レベル間で重要な振替は行われなかった。行われた振替は、レベル 2 の有価証券の重要な観察可能なインプットおよびレベル 3 の有価証券の重要な観察可能なインプットを用いて決定された公正価値によるものであった。



## 投資利益

受取配当は権利落ち日に計上されるが、一定の外国配当については、本ファンドが配当通知を受領するまでは計上することができず、本ファンドは支払日に計上することになる。受取利息は発生主義で計上される。配当支払として新たに受け取った一定の証券の価値は、受取配当として計上され、また当該証券の原価基準の増額として計上される。

## 費用

投資顧問報酬およびその他の費用(特定の本ファンドについて直接確認されるもの)は、当該本ファンドの負担となる。特定の本ファンドに帰属させることのできない受託者の報酬およびその他の費用は、費用の性質および種類と本ファンドの関連する純資産を斟酌した上で、公平と思われる方法により配分される。

## 平準化

本ファンドは「平準化」として知られる会計実務に従っており、これにより本ファンドの受益権の売却手取金および再取得費用の一部(取引日の分配可能な純投資利益の額と受益権 1 口当たりベースで同額のもの)は、まだ配分されていない正味投資利益に貸記または借記される。そのため、受益権 1 口当たりの未分配の正味投資利益は、本ファンドの受益権の売却または再取得による影響を受けない。平準化に関連する額は、純資産の変動計算書で確認することができる。

## 投資取引

投資取引は取引日に計上される。証券の売却または処分および外国為替取引により実現した損益は、個別原価法で計上される。コーポレートアクション(現金による配当を含む。)は、権利落ち日に外国税の源泉徴収後の額で計上される。

## 外国通貨取引および外国投資

外国通貨建てのポートフォリオ証券とその他の資産および負債は、期末の時点の為替レートにより米ドルに換算されている。証券の購入額と販売額、受取利息および支払費用は、それぞれの取引日の為替レートにより米ドルに換算されている。外国通貨の為替レートの変動がポートフォリオ投資に与える影響は、損益計算書の投資および外国通貨取引に関する実現および未実現の正味損益に含まれている。外国通貨取引の正味損益には、外国通貨の処分、ポートフォリオ投資利益の発生日と受領日の間の通貨の損益、ポートフォリオ投

資取引と決済日の間の通貨の損益が含まれている。

外国会社および外国政府の証券への投資には、特別なリスクと米国会社および米国政府への投資に通常関連しない考慮事項が伴う。このようなリスクには、通貨の再評価および収用のリスクが含まれる。さらには、多くの外国会社および外国政府の証券の市場は、流動性が低いことがあり、こうした証券の価格は、同等の米国会社および米国政府の証券よりも変動しやすいことがある。

本ファンドが投資する外国市場の中には、新興市場と考えられるものがある。こうした新興市場への投資により、本ファンドは、先進国市場への投資よりも大きな損失リスクにさらされる。これは、特に、先進国市場で通常見られるものよりも、市場のボラティリティが高く、取引量が少なく、政治および経済が不安定であり、インフレ、デフレもしくは通貨引き下げの水準が高く、市場が閉鎖されるリスクが高く、政府による外国投資政策に対する制限が大きいことによる。

## 先物取引

本ファンドは、市場のリスクファクターに対するエクスポージャーの水準の上げ下げまたは変更を行えるよう、組み合わせを変えるという戦略をとっている。デリバティブに関連する戦略を達成できるかは、多様なリスクファクターの分析にかかっており、投資戦略が意図した通りに働かない場合には、本ファンドはその目的を達成できないことがある。

エクイティリスクは、現実のまたは認識された厳しい経済状況、会社収益の全体的見通しの変化または投資家心理の悪化などの一般的な市況による普通株等のエクイティ証券の価値の変動に関連する。エクイティ証券は、一般に、債券よりも価格ボラティリティが高い。

先物取引は、一般に、特定の商品について、将来の特定の時点において、特定の価格により、一方の当事者による将来における売りと、他方の当事者による将来における買いを行うものである。株式指数先物取引は、取引で定めた株式指数の日ごとの水準の差に基づいた現金額の一方向の当事者による相手方への支払により、定期的に決済される。先物取引は、満期日および原商品について標準化されており、先物取引所で取引される。

先物取引の取引を行う者は、先物取引を開始し、建玉を維持するには、現金または米国債による預託証拠金をブローカーまたは保管会社に預託しなければならない。預託証拠金は、取引が所定の受渡日までに終了しない場合に、取引の完了(原商品の受渡もしくは受入または現金による決済額の支払い)を担保するためのものである。ブローカーは、取引所が

定める最低要件を上回る預託要件を定めることができる。先物取引は、通常、取引される契約の価値の5%未満からとすることのできる預託証拠金に基づいて売買が行われる。

先物取引のポジションを建てた後は、取引の価値は日々値洗いされる。先物取引の価格が預託証拠金が証拠金要件を満たしていない範囲で変動する場合、追加の「変動」証拠金の支払いが必要となる。これに対して、取引価値の変動により必要とされる証拠金が減少する場合には、超過預託金が取引当事者に返金されることになる。変動証拠金の支払いは、取引が決済されていない限り、先物ブローカーに対して、先物ブローカーから行われる。この場合、本ファンドは、預託証拠金から受取利息を得られるものと考えている。先物取引の未決済のポジションの清算は、ポジションを清算するための同様の取引において反対のポジション(従前に「売った」取引を「買い」、従前に「買った」取引を「売る」)を取ることで行われる。売買委託手数料は、先物取引のポジションが立てられたかまたは清算された時点で発生する。

本ファンドは、基本とするベンチマーク指数への全額投資を模倣するため、現金およびマネーマーケット商品のポジションと共に、上場先物取引を用いることがある。この場合、アドバイザー(注記3で定義する。)は、基本とする指数の構成要素または構成要素のサブセットと相関性があると考えられるその他の商品を利用しようとすることもある。

一定のリスクは、先物取引の締結時に発生することがある。こうしたリスクには、市場の流動性が低いために本ファンドが決済日前に先物取引を清算するのが制限されるリスクや、先物取引の価値の変動が、基本となるヘッジ対象の証券、指数または通貨の価値の変動と正確に相関しないというリスクが含まれる。損失のリスクは、貸借対照表で認識された額を超えることがある。

2014年9月30日現在で未決済の先物取引の概要は、本ファンドの投資一覧の後の表に記載されている。

## 連邦所得税

本ファンドは、1986年内国歳入法典(その後の改正を含む。)サブチャプターMにおける「規制対象投資会社」の要件を満たしており、今後も要件を満たし、「規制対象投資会社」としての取扱を選択する意向を有している。この要件を満たし、選択することにより、本ファンドは、各会計年度について課税所得(正味実現キャピタルゲインを含む。)を分配する限度で、連邦所得税の対象とはならない。さらに、各暦年中に実質的に全ての正味投資利益およびキャピタルゲイン(もしあれば)を分配することにより、本ファンドは、連邦消費税の対象とはならない。利益およびキャピタルゲインの分配は、米国で一般に認められ

る会計原則とは違う可能性のある所得税規則に従って決定される。このような会計利益と課税所得の差異は、主に、税の平準化、現物取引、外国通貨、ウォッシュ・セール(wash sale)により繰り延べられた損失と、パッシブ運用をとる外国投資会社への投資に対する未実現利益の実現についての処理が異なることによるものである。

さらには、本ファンドが投資を行う外国の所得、利益および取引に関連する税務規則および税率に関する本ファンドの理解に基づき、本ファンドは、外国税および(場合により)繰延外国税の引当を行う。

会計基準編纂書 740、所得税(Accounting Standards Codification 740, Income Taxes)(以下「ASC 740」という。)は、取られている税務ポジションの認識および測定に関する財務会計および開示要件と、当該ポジションの技術的な価値に基づいて、こうした税務ポジションが該当する税務当局による調査の際に認められる可能性が高いか否かについて定めた。本ファンドは、当年度または本ファンドの NAV に影響を与える過去の年度に関して、認識されていない税制上の恩典に関する債務を認識していない。本ファンドは、税務調査の対象となりうる全ての課税年度(場合により当年度および過去の年度)について税務当局の調査を受ける可能性がある。潜在的な租税債務もまた、税務当局による現在の法解釈の対象となる。本ファンドの投資の税務上の取扱は、新たな税法令およびその解釈などの要因に基づいて、時間の経過により変化する可能性がある。

2014年9月30日終了年度について、本ファンドは、クリエイション・ユニット(注記4)の現物償還について実現した非課税有価証券損益を、以下のとおり貸借対照表において払込資本の増減として再分類した。

	<b>払込資本に再分類された 純利益(損失)</b>
SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF	\$22,420,433

2014年9月30日現在、9月30日に失効する正味実現キャピタルゲインを相殺するために用いることができる本ファンドのキャピタルゲイン繰越金は以下のとおりである。

	<b>2016年</b>	<b>2017年</b>	<b>2018年</b>	<b>2019年</b>	<b>未失効— 短期</b>	<b>未失効— 長期</b>
SPDR ダウ・ジョーンズ・ インターナショナル・ リアル・エステート ETF	\$2,568,760	\$37,378,612	\$162,058,595	\$64,649,806	\$50,986,737	\$286,948,987

2014年6月30日終了の課税年度中、本ファンドが使用したキャピタルロス繰越金および失効したキャピタルロス繰越金は、以下のとおりである。

	使用額	失効額
SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF	\$—	\$—

現在の租税法において、10月31日より後に実現したキャピタルロスおよび外国通貨損失と12月31日より後に実現した通常所得損失は、繰り延べることができ、翌課税年度の初日に生じたものとして処理することができる。本ファンドは、連邦所得税の目的上、10月31日より後と12月31日より後(場合による。)の当年度の損失を、当該損失が翌会計年度の初日に発生したものとして、繰り延べることを選択した。

	10月より後の繰延 キャピタルロス	昨年度の通常 の繰延損失
SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF	\$—	\$—

2014年9月30日終了年度について、受益者に対する分配金の帳簿上の性質と課税上の性質について大きな相違はなかった。

2014年9月30日終了年度に支払われた分配金の課税上の性質は、以下のとおりである。

	通常所得	長期キャピタル ゲイン	減	資
SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF	\$207,509,734	\$—	\$—	\$—

2013年9月30日終了年度に支払われた分配金の課税上の性質は、以下のとおりである。

	通常所得	長期キャピタル ゲイン	減	資
SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF	\$229,349,200	\$—	\$—	\$—

2014年9月30日終了年度について、純資産の構成要素の帳簿上と課税上の性質の大きな相違には、ウォッシュ・セール(wash sale)による損失の税繰延による投資価値の正味未実現増価(減価)、減資の累積支払額、PFIC(パッシブ外国投資会社)、現物償還、支払配当および10月後の損失の繰延が含まれていた。

2014年9月30日現在、課税基準による分配可能利益の構成要素は以下のとおりである。

	未分配通常所得	未分配長期キャ ピタルゲイン	正味未実現増価 (減価)
SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・	\$11,621,639	\$—	\$364,250,215

リアル・エステート ETF

## 分 配

SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF は、四半期毎に正味投資利益(もしあれば)を原資とする受益者に対する配当を宣言し、分配する。本トラストは、少なくとも年に一度、正味実現キャピタルゲイン(もしあれば)を宣言し、分配する。分配は、権利落ち日に計上される。利益およびキャピタルゲインの分配は、所得税規制に従って判断され、これは米国で一般に認められた会計原則と異なることがある。

### 3. 関係会社に支払った報酬および手数料およびその他の関連当事者との取引

#### 投資顧問報酬

本トラストは、本ファンドに代わり、SSgA ファンズ・マネジメント・インク(SSgA Funds Management, Inc.)(以下「アドバイザー」または「SSgA FM」という。)と投資顧問契約を締結している。投資顧問が提供するサービスとファシリティおよび投資顧問が負担する費用に対する対価/補償として、本ファンドは、日々発生し、四半期毎に支払われる報酬を、以下の表に示される本ファンドの日々の平均純資産に対する百分比に基づいて、投資顧問に支払う。

	年間割合
SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF	0.59%

アドバイザーは、本ファンドの全ての運営費用を支払うが、投資顧問報酬、委託売買手数料、租税、利息、独立受託者の報酬および費用(受託者の弁護士の報酬を含む。)、訴訟費用、取得したファンドの報酬および費用、その他の特別費用は支払わない。

2014年9月30日終了年度中に、アドバイザーは、ポートフォリオ投資案件に関して、SPDR EURO STOXX スモール・キャップ ETF (SPDR EURO STOXX Small Cap ETF) に9,863ドル(1,225,872円)を出資した。この額は、純資産変動計算書に記載されている。

アドバイザーの関係会社であるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(State Street Bank and Trust Company)(以下「ステート・ストリート」という。)は、保管会社、アドミニストレーターおよび名義書換代理人としてのサービスに対する報酬をアドバイザーから受け取る。

ステート・ストリートはまた、2007年11月28日付けの変更および書換済み証券貸付授

権契約に基づき、本ファンドの証券貸付代理人も務めている。ステート・ストリートが現金担保または手数料収入の投資により回収した手取金は、(証券貸付契約の条件に基づきステート・ストリートに支払うその他の額の控除後に)85%を本ファンド、15%をステート・ストリートという形で配分される。さらに、貸付活動による現金担保は、SSgA FMが投資顧問を務めるステート・ストリート・ナビゲーター・セキュリティーズ・レンディング・プライム・ポートフォリオ(State Street Navigator Securities Lending Prime Portfolio)(以下「プライム・ポートフォリオ」という。)に投資される。プライム・ポートフォリオは、ステート・ストリート・ナビゲーター・セキュリティーズ・レンディング・トラスト(State Street Navigator Securities Lending Trust)(1940年法に基づく登録投資会社)のシリーズであり、1940年法に基づくルール 2a-7 に従ってマネー・マーケット・ファンドとして運用される。証券貸付に関する情報については注記 8 を参照。

2014年9月30日終了年度について、ステート・ストリートは、以下の本ファンドから証券貸付代理人報酬を得ていた。

	<u>証券貸付代理人報酬</u>
SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF	\$246,152

## 販売会社

アドバイザーの関係会社であるステート・ストリート・グローバル・マーケット・エルエルシー(State Street Global Markets, LLC)(以下「販売会社」という。)は、本トラストとの間の元引受契約に基づき、本ファンドの元引受人を務めている。販売会社は、他のブローカー・ディーラー(関係の有無は問わない。)およびその他の金融機関と契約を締結し、受益権の販売を認めることができる。

販売会社は、取引補助プログラムを設けている。このプログラムは、認定参加者から手数料を受領する一定の設定および償還において、認定参加者(NSCCの継続的ネット決済システム(Continuous Net Settlement System)を介した清算プロセスにおけるブローカー・ディーラーまたはその他の参加者、あるいは参加契約を締結している DTC 参加者)を支援するためのものである。さらに、販売会社は、認定参加者によるオンラインでの設定および償還に関連してステート・ストリートから報酬を受け取る。

## 受託者の報酬

2014年7月1日より、本トラスト、SSgA マスター・トラスト、SSgA アクティブ ETF トラストおよび SPDR シリーズ・トラスト(SPDR Series Trust)(以下「本トラスト等」と総

称する。)は、全体として、各独立受託者に対して、185,000 ドル(22,993,650 円)の年間報酬と、本人が出席した会議 1 回につき 10,000 ドル(1,242,900 円)、出席した電話会議またはテレビ会議 1 回につき 1,250 ドル(155,363 円)を支払う。受託者会会長は、年間追加報酬として 50,000 ドル(6,214,500 円)を受け取り、監査委員会委員長は年間追加報酬として 20,000 ドル(2,485,800 円)を受け取る。本トラストはまた、会議への出席に関して、また業界のセミナーや会合への出席に関して負担した旅費その他の現金支払費用についても、各独立受託者に償還する。受託者の報酬は、本トラストおよび各シリーズの間で、関連するシリーズの純資産を斟酌した上で、公平とされる方法により配分される。

2014 年 7 月 1 日より前は、本トラスト等は、170,000 ドル(21,129,300 円)の年間報酬と、本人が出席した会議 1 回につき 10,000 ドル(1,242,900 円)、出席した電話会議またはテレビ会議 1 回につき 1,250 ドル(155,363 円)を支払っていた。受託者会会長は、年間追加報酬として 50,000 ドル(6,214,500 円)を受け取り、監査委員会委員長は年間追加報酬として 20,000 ドル(2,485,800 円)を受け取っていた。本トラストはまた、会議への出席に関して、また業界のセミナーや会合への出席に関して負担した旅費その他の現金支払費用についても、各独立受託者に償還していた。受託者の報酬は、本トラスト等および各シリーズの間で、関連するシリーズの純資産を斟酌した上で、公平とされる方法により配分された。

## 関係会社との取引

本ファンドは、アドバイザーが運用する一定のマネー・マーケット・ファンドに投資することがある。このようなファンドには、ステート・ストリート・インスティチュショナル・インベストメント・トラストのシリーズの一つである、ステート・ストリート・インスティチュショナル・リキッド・リザーブズ・ファンドープレミア・クラス(旧称インスティチュショナル・クラス)(State Street Institutional Liquid Reserves Fund-Premier Class)(以下「リキッド・リザーブズ・ファンド」という。)が含まれる。リキッド・リザーブズ・ファンドは、マスター/フィーダーファンド構造におけるフィーダーファンドであり、その実質的に全ての資産を、ステート・ストリート・マネー・マーケット・ポートフォリオ(State Street Money Market Portfolio)(以下「マスター・ポートフォリオ」という。)に投資する。リキッド・リザーブズ・ファンドは、アドバイザーに投資顧問報酬は支払わないが、同ファンドが投資するマスター・ポートフォリオがアドバイザーに投資顧問報酬を支払う。リキッド・リザーブズ・ファンドは、毎日正味投資利益を原資とする受益権に対する配当を宣言することを予定しており、配当は毎月最終営業日に支払う。関係するマネー・マーケット・ファンドから本ファンドが得た全ての受取配当は、損益計算書において関係を有する発行体の有価証券に対する受取配当として計上される。さらに、貸付活動による現金担保は、プライム・ポートフォリオに投資される。SSgA FM は、プライ



ム・ポートフォリオの投資顧問を務める。

2014年9月30日現在および同日に終了する期間について、リキッド・リザーブズ・ファンドおよびまたはプライム・ポートフォリオへの投資に関連する額は、以下のとおりである。

リキッド・リザーブズ・ファンド	2013/9/30 現在の評価額	取得		売却		2014/9/30 現在の評価額	利益
		費用	受益権	手取金	受益権		
SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF	\$35,547,697	\$267,042,228	267,042,228	\$267,653,915	267,653,915	\$34,936,010	\$4,538

プライム・ポートフォリオ	2013/9/30 現在の評価額	取得		売却		2014/9/30 現在の評価額	現金担保からの利益
		費用	受益権	手取金	受益権		
SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF	\$106,184,532	\$1,831,730,616	1,831,730,616	\$1,887,628,439	1,887,628,439	\$50,286,709	\$1,387,129

#### 4. 受益者の取引

受益権は、SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF については、本ファンドにより、100,000 口のクリエイション・ユニットという単位に限り発行され、償還される。この取引は、原則として、現物ベースとし、現金支払は別途なされる。この支払は、取引日の本ファンドのユニット 1 口当たりの純資産価額に取引を一致させるための調整現金部分である。取引手数料は、同日に設定または償還されるクリエイション・ユニットの口数に関係なく、本ファンドのクリエイション・ユニット 1 口につき 500 ドル(62,145 円)から 12,000 ドル(1,491,480 円)であり、クリエイション・ユニットの設定または償還を行う者に請求される。追加の変動料金が、一定の取引について請求されることがある。取引手数料は、本トラストおよびまたは保管会社により受領され、関連費用の支払に使われる。保管会社はまた、預託証券の不足分が引き渡されるまで、認定参加者が提供した現金担保について生じた額も受領する。

#### 5. 未実現の増価および減価の総額

連邦所得税上の本ファンドが所有する証券投資の個別原価と、2014年9月30日現在の未実現の増価および減価の総額は以下のとおりであった。

	個別原価	未実現増価総額	未実現減価総額	未実現正味増価(減価)
SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF	\$4,618,447,026	\$481,354,085	\$116,639,798	\$364,714,287

## 6. 投資取引

2014年9月30日終了年度について、本ファンドの現物による設定、現物による償還および現物による正味実現利益/損失は以下のとおりである。

	設定	償還	実現利益/(損失)
SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF	\$1,000,603,203	\$72,817,804	\$22,904,643

この表に示された現物による設定および現物による償還は、純資産変動計算書の実質持分取引と合致していないことがある。表は、本ファンドの日々の正味の受益者の取引の累積額を示しているのに対して、純資産変動計算書は、取引の現金部分を含めた総額の受益者の取引の総額を示している。

2014年9月30日終了年度について、本トラスの投資証券の購入額および売却額は以下のとおりである。

	購入	売却
SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF	\$357,522,167	\$428,109,548

2014年9月30日終了年度について、本トラスは、投資取引についてアドバイザーの関連会社に対して手数料の支払を行わなかった。

## 7. リスクの集中

本ファンドの資産は、1ないし複数の外国に集中していることがある。一つの国または国のグループに資産を集中させることにより、当該国または国のグループに対して悪影響を与える経済、政治その他の状況が、本ファンドの資産がより幅広い国に投資されていた場合よりも、本ファンドが受ける悪影響が大きくなるというリスクに本ファンドはさらされる。さらに、本ファンドの資産は、一定の業種に集中することがあり、本ファンドがより広範にわたる業種に投資するよりも大きなリスクにさらされることになる。

## 8. 証券の貸付

本ファンドは、総資産の 33 1/3%を上限として、適格なブローカー・ディーラーまたは機関投資家に証券を貸し付けることができる。貸付については、貸し付けた証券の相場以上の額に、経過利息および配当(日々判断され、適宜調整される。)を加えた額に相当する、現金、現金等価物または米国政府債により常に担保される。貸し付けた証券に関する担保の額は、証券価格の市場変動により、一時的に証券価格を上回ることも、下回ることもあ

る。各貸付に関して、ある営業日において、証券担保の市場価格総額に現金担保を加えた額が、貸付の対象となる証券の市場価格総額を下回った場合には、借入人は、翌営業日に追加担保の提供を通知される。本ファンドは、一定の受益権を行使するために、貸し付けた証券の登録上の所有権を回復するが、借入人が財務破綻した場合には、貸し付けた証券の回収が遅れるリスクを負い、当該証券に対する権利を失う可能性すらある。さらに、本ファンドは、投資することのある現金担保を失うリスクを負う。本ファンドは、担保として保有する現金、現金等価物または米国政府債について生じた利息または配当から、借入人に支払った手数料割り戻しと貸付代理人のステート・ストリートに支払った手数料が控除された後に、証券貸付の報酬を受領する。さらに、本ファンドは、貸し付けた証券の市場価格の割合に相当する現金以外の担保について、借入人から手数料を受け取る。現金担保の投資についてステート・ストリートが回収した手取金および受取手数料の一部は、貸付業務の報酬として、ステート・ストリートに配分される。

2014年9月30日時点における貸し付けた証券の市場価格および投資した現金担保の額は、本ファンドの貸借対照表で開示されている。現金以外の担保は、貸付代理人により本ファンドに代わり保有されているため、本ファンドの貸借対照表では開示されていなく、本ファンドはかかる証券を再担保に供することはできない。証券貸付収入(本ファンドの損益計算書で開示)は、現金担保の投資から得た収入から、貸付人に支払った手数料割り戻しと貸付代理人のステート・ストリートに支払った手数料を控除した後の額に相当する。

**SPDR インデックス・シェアズ・ファンズ**  
**独立した公認会計士事務所の報告書**  
**2014年9月30日**

SPDR インデックス・シェアズ・ファンズの受益者および受託者 御中

当職らの意見において、添付の貸借対照表(投資一覧を含む。)ならびに関連する損益計算書、純資産変動計算書および財務ハイライトは、全てのあらゆる重要な点において、SPDR インデックス・シェアズ・ファンズ(以下「本トラスト」という。)を構成する注記 1 記載の 51 のファンド(以下個別に「本ファンド」という。)の 2014 年 9 月 30 日における財務ポジション、同日に終了した期間の業績、記載された期間の純資産の変動および財務ハイライトを、アメリカ合衆国で一般に認められた会計原則に従って、公正に表示している。これらの財務諸表および財務ハイライト(以下「財務諸表等」という。)については、本トラストの経営陣が責任を負う。当職らの責任は、財務諸表等について、当職らによる監査に基づいて意見を表明することである。当職らは、公開会社会計監視委員会(米国)の基準に従って財務諸表等の監査を行った。この基準により、当職らは、財務諸表等における重要な不実表示の有無に関して合理的な確信を得るために監査を計画し、実施することを求められている。監査には、財務諸表等の金額および開示内容を裏付ける証拠の検証(試査ベース)、使用した会計原則および経営陣による重要な見積の評価、ならびに財務諸表の表示全体の評価が含まれる。当職らの監査には、2014 年 9 月 30 日現在所有する証券に関して、保管会社との連絡、または購入した証券を受領していない場合における代替的な監査手続きの適用により、かかる証券を確認することが含まれ、当職らは、こうした監査が当職らの意見の合理的な根拠となると考えている。

プライスウォーターハウスクーパース・エルエルピー

マサチューセッツ州ボストン  
2014 年 11 月 26 日

## SPDR インデックス・シェアズ・ファンズ

### その他の情報

2014年9月30日(未監査)

### プレミアム/ディスカウントに関する情報

過去の暦年中に本ファンドの受益権が本ファンドの純資産価値を上回る価格(すなわちプレミアム)または下回る価格(すなわちディスカウント)により取引所で取引された頻度に関する情報については、<http://www.spdrs.com> を参照されたい。

### 受益者の費用の例

受益者は、本ファンドの受益者として、(1)設定手数料および償還手数料または売買委託費用を含む取引費用、および(2)運用報酬、受託者報酬およびその他のファンドの費用を含む継続的費用という 2 種類の費用を負担する。この例は、本ファンドへの投資にかかる継続的費用(ドル建て)を理解し、他のファンドへの投資にかかる継続的費用と比較できるようにするためのものである。2014年4月1日に1,000ドル(124,290円)を投資し、2014年9月30日までの6ヶ月間保有した、という前提に立っている。

### 実際の費用

以下の最初の表は、実際のアカウントの額と実際の費用に関する情報を示している。この表の情報と投資額を使って、当該期間について負担する費用を見積もることができる。単純にアカウントの額を1,000ドル(124,290円)で除し(例えば、8,600ドル(1,068,894円)のアカウントの額 $\div$ 1,000ドル(124,290円)=8.6)、その額に、最初の表の「当該期間中に支払った費用」の項目の数字を乗じて、当該期間中の投資額に帰属する費用を見積もることができる。

### 比較のための仮定例

以下の二番目の表は、アカウントの仮定額および本ファンドの実際の費用割合と費用控除前の年率推定リターン率5%(本ファンドの実際のリターンではない。)に基づいた仮定費用に関する情報を示している。したがって、実際の期末時のアカウント残高または当該期間の費用を見積もるのに、アカウントの仮定額を用いてはならない。むしろ、この数字は、本ファンドおよびその他のファンドへの投資にかかる継続的費用を比較できるようにするためのものである。そのために、この5%の仮定例を、他のファンドの受益者宛報告書に記載されている5%の仮定例と比較されたい。クリエイション・ユニット1口当たり500

ドル(62,145 円)から 12,000 ドル(1,491,480 円)までの範囲とする額の取引手数料が、クリエイション・ユニットを設定または償還する者に対して請求される。流通市場で本ファンドの受益権を売買する場合、通常の売買委託手数料を負担する。

表に記載された費用は、継続的費用のみを強調するもので、設定手数料、償還手数料または売買委託手数料といった取引費用は反映していない。したがって、2 番目の表は、継続的費用のみを比較するのに便利なものであって、所有している違うファンドの費用総額を判断するのに役立つものではない。さらに、こうした取引費用が含まれる場合には、費用はさらに増える。

実際	年率費用率	2014/4/1 現在 アカウント額	2014/9/30 現在 アカウント額	2014/4/1 から 2014/9/30 まで の期間*に支 払った費用
SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナ ショナル・リアル・エステート ETF	0.59%	\$1,000	\$1,029.20	\$3.00

仮定	年率費用率	2014/4/1 現在 アカウント額	2014/9/30 現在 アカウント額	2014/4/1 から 2014/9/30 まで の期間*に支 払った費用
SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナ ショナル・リアル・エステート ETF	0.59%	\$1,000	\$1,022.14	\$2.99

\* 費用は、本ファンドの年率純費用率に、当該期間のアカウント平均額を乗じ、さらに直近の 6 ヶ月間の日数を乗じた額を、365 で除して得た額である。

### 租税に関する情報

連邦所得税の目的上、以下の情報が、2014 年 9 月 30 日終了会計年度の本トラスの分配金に関して提供される。

受領した会社配当の控除の対象となる分配金の割合は以下の通り。

	割 合
SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF	0.00%

### 適格受取利息

2014 年 9 月 30 日終了の会計年度中に本ファンドが分配した配当の一部は、適格受取配当とみなされ、軽減税率の適用を受けられる。この軽減税率は、個々の税率区分に応じて、5%から 20%である。金額は以下のとおりである。

	<b>金 額</b>
SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF	\$27,255,576

2014 年 9 月 30 日終了会計年度について、SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF により支払われた一定の配当は、内国歳入法典の定めに従い 15%の最低税率の対象となる可能性がある。本ファンドは、当該年度中に支払われた配当の額に至るまで、控除が可能な配当の最高額を指定する。完全な情報については、2014 フォーム 1099-DIV に従って報告される。

## 外国税控除

本トラストは、内国歳入法典第 853 条に基づき、本ファンドによって支払われた外国税に関して受益者へのパススルー課税を選択した。2014 年 9 月 30 日終了年度について、パススルーされる外国税の総額は以下のとおりである。

	<b>金 額</b>
SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF	\$9,017,767

2014 年 9 月 30 日終了年度中に以下の本ファンドに関する海外を源泉とする所得額は以下のとおりである。

	<b>金 額</b>
SPDR ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステート ETF	\$187,914,768

## 議決権の代理行使に関する方針および手続きならびに記録

本トラストの議決権の代理行使に関する方針および本ファンドの投資顧問が本ファンドの証券ポートフォリオに関して議決権の代理行使を行うのに用いる手続きに関する説明は、(i)無料で、1-866-787-2257(通話料無料)に電話して請求するか、または(ii)証券取引委員会のウェブサイト([www.sec.gov](http://www.sec.gov))で入手することができる。これまでの 6 月 30 日終了の 12 ヶ月間に投資顧問がどのように議決権を行使したかについては、毎年 8 月 31 日までに、上記電話番号への連絡、証券取引委員会のウェブサイト([www.sec.gov](http://www.sec.gov))、本ファンドのウェブサイト([www.spdrs.com](http://www.spdrs.com))で知ることができる。

## 四半期ポートフォリオ一覧

本ファンドは、各会計年度の第 1 四半期および第 3 四半期について、保有するポートフォリオに関する完全な一覧表を様式 N-Q により証券取引委員会に提出する。本ファンドの様式 N-Q は、証券取引委員会のウェブサイト([www.sec.gov](http://www.sec.gov))で入手ことができ、ワシ

トン DC の証券取引委員会の閲覧室で閲覧し、写しを取ることができる。閲覧室の業務に関する問い合わせ先は、1-800-SEC-0330 である。様式 N-Q に関する情報は、無料で、1-866-787-2257(通話料無料)に電話して請求するか、または証券取引委員会のウェブサイト ([www.sec.gov](http://www.sec.gov)) で入手することができる。

## 投資顧問契約の承認

2014 年 9 月 30 日までに開催された対面による会議において、本トラストの受託者会(以下「受託者会」という。 )は、本トラストの運用シリーズ(以下「SPDR ETF」という。 )についての本トラストと SSgA ファンズ・マネジメント・インク(以下「アドバイザー」という。 )との間の投資顧問契約(以下「本件契約」という。 )の継続に関する議案を検討した。1940 年投資会社法(その後の改正を含む。 )の意味における本信託の「関係者」ではない受託者(以下「独立受託者」という。 )はまた、本件契約を検討するために各自の独立した法律顧問と別途会議を行った。

本件契約を検討するに当たり、受託者会は、アドバイザーが提供した資料と、本信託のアドミニストレーター、名義書換代理人および保管会社を務めるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(以下「ステート・ストリート」という。 )が提供したその他の資料を利用した。本件契約の承認の是非の決定において、受託者会は、下記を含む様々な要素を検討した。

- (i) 本件契約に基づき SPDR ETF に関してアドバイザーが提供したかまたは提供するサービスの性質、範囲および質
- (ii) SPDR ETF の投資パフォーマンス
- (iii) アドバイザーのサービスにかかる費用およびアドバイザーとその関係会社が本トラストとの関係から実現した利益
- (iv) SPDR ETF が成長した場合に実現される規模の経済の範囲および本件契約に定める手数料がかかる規模の経済を反映しているか否か

受託者会は、アドバイザーが提供したかまたは提供するサービスの性質、範囲および質を検討した。その際、受託者会は、本トラストの過去の経験と、会議の前にまた会議において提供された資料に依拠した。受託者会は、本件契約および各 SPDR ETF の投資業務の管理に関するアドバイザーの責任について、各 SPDR ETF の投資目的、投資方針、適用ある法律上および規制上の要件に従って検討した。受託者会は、上場ファンドとしての各 SPDR ETF の比較的独特的な性質、アドバイザーの上場ファンドに関する経験と専門知識について評価した。受託者会は、アドバイザーの経営幹部(SPDR ETF のポートフォリオ管理およびコンプライアンスを担当する個人を含む。 )の経歴と経験について検討した。受託者会はまた、アドバイザーのポートフォリオ運用資源、構造および実務(各 SPDR ETF の



投資目的と投資方針および適用法令の遵守の監視と確保に関連するものを含む。)についても検討した。受託者会はまた、アドバイザーの最良執行手続きおよび投資運用業務全般に関する情報についても検討し、アドバイザーが広範にわたる種類の資産について幅広い顧客にサービスを提供していることに注目した。受託者会は、アドバイザーの投資業務に関する一般知識と、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(幹部の全てがアドバイザーと同じである。)を構成する関係会社の一般知識を調査した。受託者会は、アドバイザーおよびその関係会社が、インデックス商品全般、特に上場ファンドについて、世界最大の投資運用会社のうちの一つであると考えた。受託者会はまた、エクイティ ETF の運用に関するアドバイザーの経験を考慮した。

受託者会は、SPDR ETF のパフォーマンスを検討し、各 SPDR ETF の独特な指数投資目標によって、投資パフォーマンス(絶対値)の分析については、アクティブ運用されるファンドよりも、優先順位が劣ることに注目した。むしろ、受託者会は、各 SDR ETF がパッシブ運用される指数ファンドとしての目的を達成できる範囲を重視した。受託者会は、SPDR ETF の指数のトラッキングに関する情報を検討し、各 SPDR ETF がベンチマークとするインデックスに満足いく形で連動していたことに注目した。

受託者会は、SPDR ETF の助言契約について、アドバイザーにとっての利益性を検討した(アドバイザーにとっての SPDR ETF の過去の利益性に関するデータを含む。)。独立受託者は、自身の法律顧問を介して、アドバイザーおよびステート・ストリートと、利益性計算の基準となる費用を計算する際に用いた手法について協議する機会を持ち、これらの手法が相当であると判断した。受託者会は、アドバイザーの SPDR ETF との関係に利益がある限りにおいて、利益性は過剰ではなかったとの結論を出した。

受託者会は、アドバイザーまたはその関係会社がそれ以外の方法により本トラストとの関係から利益を得られるか否かについても検討し、アドバイザーは、本信託の株式委託売買に関してソフトダラーの取り決めを維持していないことに注目した。

受託者会は、各新 SPDR ETF の資産規模の成長に伴い生じる規模の経済またはその他の効率性に関する情報を精査した。受託者会は、本件契約が、各 SPDR ETF の資産の増加に伴う各新 ETF の投資顧問報酬率のブレイクポイントを定めていないことに注目した。しかしながら受託者会はさらに、比較的低い投資顧問報酬を設定し、報酬を低くすることの利益を運用開始時から SPDR ETF と効果的に共有することにより、SPDR ETF について(幾つかの要素の中でも)将来における規模の経済が斟酌されているというアドバイザーの主張に注目した。アドバイザーはまた、均一手数料の一つの利点として、変動しない費用構造を提供することを主張したが、ブレイクポイントの追加によってこれが失われたり希釈化されたりする可能性がある。受託者会は、SPDR ETF の規模の成長に伴う手数料の

監視を続け、費用のブレイクポイントを保証できるか否かを評価する。

受託者会は、同様のファンド(すなわち、株式指数に連動する上場ファンド)が支払った手数料に関する比較可能な情報の検討を通じて、SPDR ETF の均一手数を評価した。受託者会は、リッパー・アナリティカル・サービスズ(Lipper Analytical Services)のデータおよび同様の上場ファンドに関する比較可能な情報に基づいて、各 SPDR ETF について同様の上場ファンドの分野を検討した。受託者会はまた、SPDR ETF の過去の費用率および新たな ETF の見積費用率についても検討した。受託者会は、当該検討を行うに際して、データについてファンド毎の分析を利用した。

受託者会(個別に議決権を行使する独立受託者を含む。)は、前記の要素について比較検討した上で、本件契約を承認した。なお、かかる要素のいずれも、それ自体が決定の方針を定めるものではなく、受託者毎に違う形で各要素を比較検討したかもしれない。本件契約に関する受託者会の結論は以下のとおりである。

- (a) SPDR ETF についてアドバイザーが提供されたまたは提供が期待されるサービスの質および範囲は適切である。
- (b) 各 SPDR ETF のパフォーマンス、(より重要な点として)指数への連動は満足がいくものであった。
- (c) 各 SPDR ETF のアドバイザーの報酬および均一手数は、提供されたまたは提供が期待されるサービスに関して考慮した上で、公正かつ妥当であった。
- (d) 本トラストとアドバイザーとの関係から得られる利益は過剰ではない。
- (e) アドバイザーまたはその関係会社に対するさらなる利益は、受託者会の結論に影響するような重要性はない。
- (f) アドバイザーに支払った報酬は、本トラストの比較的低い報酬構造という形で、SPDR ETF に関する規模の経済を十分に共有している。

## 受託者

氏名、住所および 生年月日	ファンドにお ける地位	在任期間および 在職期間	過去5年間の 主な職業	受託者が監督す るファンド・コ ンプレックスに 属すポートフォ リオ数	受託者の 兼職の状況
<b>独立受託者</b>					
FRANK NESVET c/o SPDR Index Shares Funds State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1943年	独立受託者、 会長、受託者 会会長	在任期間：無制 限 在職期間：2011 年3月以降	リブラ・グルー プ・インク(金融 サービスコンサ ルティング会社) 最高経営責任者 (1998年～現在)	184	SPDR シリー ズ・トラスト(受 託者)、SSgA マ スター・トラス ト(受託者)
DAVID M. KELLY c/o SPDR Index Shares Funds State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1938年	独立受託者、 監査委員会委 員長	在任期間：無制 限 在職期間：2011 年3月以降	退職	184	SPDR シリー ズ・トラスト(受 託者)、SSgA マ スター・トラ スト(受託者)
BONNY EUGENIA BOATMAN c/o SPDR Index Shares Funds State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1950年	独立受託者	在任期間：無制 限 在職期間：2011 年3月以降	退職(2005年～ 現在)、バンク・ オブ・アメリ カ、コロンビ ア・マネジメン ト・グループ、 マネージング・ ディレクター (1984年～2005 年)	184	SPDR シリー ズ・トラスト(受 託者)、SSgA マ スター・トラス ト(受託者)
DWIGHT D. CHURCHILL c/o SPDR Index Shares Funds State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1953年	独立受託者	在任期間：無制 限 在職期間：2011 年3月以降	CFA インスティ テュート、最高 経営責任者兼プ レジデント(2014 年～現在)、2010 年以降自営コン サルタント、 フィデリティ・ インベストメン ツの債券担当責 任者その他の管 理職(1993年～ 2009年)	184	アフィリエイ テッド・マネー ジャーズ・グ ループ・インク (ディレクター)、 SPDR シリー ズ・トラスト(受 託者)、SSgA マ スター・トラス ト(受託者)、

氏名、住所および 生年月日	ファンドにお ける地位	在任期間および 在職期間	過去5年間の 主な職業	受託者が監督す るファンド・コ ンプレックスに 属すポートフォ リオ数	受託者の 兼職の状況
CARL G. VERBONCOEUR c/o SPDR Index Shares Funds State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1952年	独立受託者	在任期間：無制 限 在職期間：2011 年3月以降	2009年以降自営 コンサルタン ト、ライデック ス・インベスツ メンツ、最高経 営責任者(2003 年～2009年)	184	ザ・モトレイ・ フル・ファン ズ・トラスト(受 託者)、SPDR シ リーズ・トラス ト(受託者)、 SSgA マス ター・トラスト (受託者)
<b>利害関係のある受託者</b>					
JAMES E. ROSS* SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1965年	利害関係のあ る受託者	在任期間：無制 限 在職期間：受託 者については 2011年3月以降	SSgA ファン ズ・マネジメン ト・インク、会 長兼ディレク ター(2005年～ 現在)、ステー ト・ストリー ト・グローバ ル・アドバイザーズ、シニ ア・マネージン グ・ディレク ター兼プリンシ パル(2006年～ 現在)、SSgA ファンズ・マネ ジメント・イン ク、プレジデン ト(2005年～ 2012年)	250	SPDR シリー ズ・トラスト(受 託者)、SSgA マ スター・トラス ト(受託者)、セレ クト・セクター SPDR トラスト (受託者)、ステー ト・ストリー ト・マスター・ ファンズ(受託 者)、ステート・ ストリート・イン スティテュー ショナル・イン ベストメント・ トラスト(受託者)

\*ロス(Ross)氏は、アドバイザーとの雇用関係およびアドバイザーの関係会社における所有持分のために、利害関係のある受託者となっている。ロス氏は、過去にも、2005年11月から2009年12月まで、利害関係のある受託者であった。

## 役員

氏名、住所および 生年月日	ファンドにおける地位	在任期間および 在職期間	過去5年間の主な職業
ELLEN M. NEEDHAM SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1967年	プレジデント	在任期間：無制限 在職期間：2012年10 月以降	SSgA ファンズ・マネジメント・ インク、プレジデントおよびディ レクター(2012年6月～現在)、 SSgA ファンズ・マネジメント・ インク、最高運営責任者(2010年 5月～2012年6月)、SSgA ファ ンズ・マネジメント・インク、シ ニア・マネージング・ディレクター (1992年～2012年)*、ステート・ ストリート・グローバル・アドバ イザーズ、シニア・マネージン グ・ディレクター(1992年～現 在)*
ANN M. CARPENTER SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1966年	バイス・プレジデント	在任期間：無制限 在職期間：2012年8 月以降	SSgA ファンズ・マネジメント・ インク、最高運営責任者(2014年 4月～現在)、ステート・ストリー ト・グローバル・アドバイザーズ および SSgA ファンズ・マネジメ ント・インク、バイス・プレジデ ント(2005年～現在)*
MICHAEL P. RILEY SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1969年	バイス・プレジデント	在任期間：無制限 在職期間：2005年2 月以降	ステート・ストリート・グローバ ル・アドバイザーズおよび SSgA ファンズ・マネジメント・イン ク、バイス・プレジデント(2008 年～現在)、ステート・ストリー ト・グローバル・アドバイザーズ および SSgA ファンズ・マネジメ ント・インク、プリンシパル (2005年～2008年)
CHRISTOPHER A. MADDEN State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0326 Boston, MA 02116 1967年	秘書役	在任期間：無制限 在職期間：2013年8 月以降	ステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニー、 バイス・プレジデントおよびシ ニア・カウンセラー(2013年～現在)、 アトランティック・ファンド・ サービスズ、カウンセラー(2009年 ～2013年)、シティグループ・ ファンド・サービスズ LLC、バ イス・プレジデント(2005～2009 年)*
CHAD C. HALLETT State Street Bank and Trust Company One Iron Street, CCB0900 Boston, MA 02206 1969年	財務部長	在任期間：無制限 在職期間：2010年11 月以降	ステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニー、 バイス・プレジデント(2001年～ 現在)*

氏名、住所および 生年月日	ファンドにおける地位	在任期間および 在職期間	過去5年間の主な職業
MATTHEW FLAHERTY State Street Bank and Trust Company One Iron Street, CCB0900 Boston, MA 02206 1971年	財務副部長	在任期間：無制限 在職期間：2005年5 月以降	ステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニー、 バイス・プレジデント(1994年～ 現在)*
LAURA F. DELL State Street Bank and Trust Company One Iron Street, CCB0900 Boston, MA 02206 1964年	財務副部長	在任期間：無制限 在職期間：2007年11 月以降	ステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニー、 バイス・プレジデント(2002年～ 現在)*
BRIAN HARRIS SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1973年	最高コンプライアンス責 任者	在任期間：無制限 在職期間：2013年11 月以降	ステート・ストリート・グローバ ル・アドバイザーズおよび SSgA ファンズ・マネジメント・イン ク、バイス・プレジデント(2013 年～現在)、BofA グローバル・ キャピタル・マネジメント、シニ ア・バイス・プレジデントおよび 投資コンプライアンス国際責任者 (2010年～2013年)、AARP フィ ナンシャル・インク、コンプライ アンス担当ディレクター(2008年 ～2010年)

\* 記載されている期間中、多くの役職を務め、多くの関係会社に勤務した。

\*\* 記載されている期間中、多くの役職を務め、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーまたはその関係会社がサービスを提供する関係を有しないミューチュアル・ファンドまたはクローズドエンド型ファンドに勤務した。

**SPDR ETF の目論見書を希望される方は、1-866-787-2257 に電話で連絡されたい。目論見書には、本ファンドが適切な投資対象であるかどうかを決定する上で注意深く検討すべき手数料、費用、投資目的およびリスク要因を含む、より完全な情報が記載されている。投資する前に、目論見書を注意深くお読み頂きたい。投資には、元本損失を含むリスクが伴う。**

## SPDR インデックス・シェアズ・ファンズ

### 受託者

Bonny E. Boatman  
Dwight D. Churchill  
David M. Kelly  
Frank Nesvet(会長)  
James E. Ross  
Carl G. Verboncoeur

### 役 員

Ellen M. Needham (プレジデント)  
Ann M. Carpenter (バイス・プレジデント)  
Michael P. Riley (バイス・プレジデント)  
Chad Hallett (財務部長)  
Matthew W. Flaherty (財務副部長)  
Laura F. Dell (財務副部長)  
Christopher A. Madden (秘書役)  
Danio Mastropieri (秘書役補佐)  
Brian Harris (最高コンプライアンス責任者)

### 投資顧問

SSgA Funds Management, Inc.  
State Street Financial Center  
One Lincoln Street  
Boston, MA 02111

### 販売会社

State Street Global Markets, LLC  
One Lincoln Street  
Boston, MA 02111

### 保管会社、アドミニストレーターおよび名義書換代理人

State Street Bank and Trust Company  
One Lincoln Street  
Boston, MA 02111

**法律顧問**

Morgan, Lewis & Bockius LLP  
2020 K Street, NW  
Washington, DC 20006

**独立した登録公認会計士事務所**

PricewaterhouseCoopers LLP  
125 High Street  
Boston, MA 02110

本ファンドのシェアは、ステート・ストリート・コーポレーションの完全子会社であるステート・ストリート・グローバル・マーケット LLC により販売される。ステート・ストリート・グローバル・マーケット LLC は、FINRA および SIPC のメンバーである。

**本報告書に含まれる情報は、本トラスの受益者への情報提供を目的としている。本報告書は、本トラスに関する重要な情報を含む本トラスの最新の目論見書が事前にまたは同時に提供されていない限り、投資を検討している人に配布することは認められていない。最新の目論見書および SAI は、1-866-787-2257 に電話して販売会社から入手することも、[www.spdrs.com](http://www.spdrs.com) のサイトで入手することもできる。投資を行う前に目論見書を慎重にお読み頂きたい。**